

問題

債権者代位権の意義、要件、客体、行使及び効果について説明せよ。

解答のポイント

平成 25 年が物権からの出題であったため、平成 26 年は債権法から基本的テーマの出題が予想されていたところ、予想テーマがズバリ出題されている。TAC の直前期オプション講座『東京都 I 類 B 法律系専門記述対策セミナー』レジュメの予想テーマ及び専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 16 とズバリ同様の問題である。以下の流れで解答例を作成するとよいだろう。

まず、債権者代位権の意義では、定義と趣旨を正確に触れること。

次に、要件では、各要件を端的に説明すること。この際、要件ごとに簡単な理由付けに言及すると説得力ある答案となる。一方で、文字数、解答時間との兼ね合いで全般的に簡潔に書くことが望ましい。

客体については、代位される債権・一身専属権について条文を説明できればよいであろう。

そして、代位権行使では、裁判外での行使可・自己の名で行使・請求方法（自己への直接引渡請求の可否）は、説明したいところである。その過程で債権者取消権と比較の視点を示すと高得点になるだろう。

最後に、効果では、事実上の優先弁済についてはできれば言及するとよいだろう。

解答例**1. 意義**

債権者代位権とは、債権者が自己の債権を保全するために、債務者が第三債務者に対して有する債権を債務者に代わって行使する権利をいう（423 条）。債権者代位権の趣旨は、債務者の一般財産を保全し、もって総債権者の共同担保を確保するところにある。

2. 要件

- (1) まず、①債務者が原則として無資力でなければならない。なぜなら、債務者に十分な資力があるならば、代位行使する必要がないからである。ただし、いわゆる転用事例では無資力要件は例外的に不要である。
- (2) 次に、②被保全債権は金銭債権でなければならない。なぜなら、債務者の一般財産を保全することが債権者代位権の趣旨だからである。
- (3) また、③債務者が自ら権利を行使していないことが必要である。債務者が自ら権利を行使する以上、債権者が代位する必要性がないからである。
- (4) 最後に、④被保全債権の履行期が到来していることが必要である。もっとも、裁判上の代位や保存行為の場合には、濫用のおそれがないので、履行期が到来している必要はない（423 条 2 項）。

3. 客体

代位される債権は、代位に適するものでなければならない。よって、行使上の一身専属権である慰謝料請求権等は代位行使できない（423 条 1 項ただし書）。

4. 行使

まず、債権者取消権と異なり、裁判上だけでなく裁判外でも行使できる。

次に、債権者は債務者の代理人としてではなく、自己の名で債務者の権利を行使する。

最後に、債権者は、第三債務者に対して債務者に履行せよと請求するのが原則であるが、金銭や動産の引渡しについては、債務者の受領拒絶のおそれがあるため、直接自己への引渡請求が可能である。

5. 効果

代位権行使の効果は、債務者に帰属し、総債権者の共同担保となる。債権者は、債務者に代わって権利行使したにすぎないので、優先弁済権を取得するものではない。もっとも、自己の債権と債務者への返還債務を相殺することで、事実上、優先弁済を受ける結果となる。

以 上
(816 字)

TAC 生はココで解けた！

直前期オプション講座『東京都 I 類 B 法律系専門記述対策セミナー』レジュメの予想テーマに「債権者代位権の意義、要件、効果について債権者取消権と比較しながら説明せよ」とのズバリ同様の問題がある。

また、専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 16（P. 268）に「債権者代位権について説明せよ」というズバリ類似の問題がある。この問題を検討していた方はかなりの確率で合格答案が作成できたものと推測される。